

# 有形通貨(現金)または 無記名の譲渡可能証券 所持申告用紙

## 旅行者用

汚職・麻薬取引・その他の重大犯罪  
(利得の没収) 法  
(第 65A 章)  
第 48C 項

SINGAPORE



シンガポールに持ち込む、またはシンガポールから持ち出す有価証券\* または無記名の譲渡可能証券\*の種類や金額に制限はありません。この申告義務は、マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与の防止に取り組む対策の一環です。

この申告は無料です。

### 一般的な通貨コード一覧

国 / 地域、通貨	通貨コード
オーストラリア、ドル	AUD
バングラデシュ、タカ	BDT
ブルネイ、ドル	BND
カナダ、ドル	CAD
中国、元 (人民幣)	CNY
デンマーク、クローネ	DKK
エジプト、ポンド	EGP
ユーロ加盟諸国、ユーロ	EUR
香港、ドル	HKD
インド、ルピー	INR
インドネシア、ルピア	IDR
日本、円	JPY
韓国、ウォン	KRW
クウェート、ディナール	KWD
マレーシア、リンギット	MYR
メキシコ、ペソ	MXN
ニュージーランド、ドル	NZD
ノルウェー、クローネ	NOK
パキスタン、ルピー	PKR
フィリピン、ペソ	PHP
ロシア、ルーブル	RUB
サウジアラビア、リヤル	SAR
シンガポール、ドル	SGD
南アフリカ、ランド	ZAR
スリランカ、ルピー	LKR
スウェーデン、クローナ	SEK
スイス、フラン	CHF
台湾、ニュー台湾ドル	TWD
タイ、バーツ	THB
イギリス、ポンド	GBP
アメリカ、ドル	USD
ベトナム、ドン	VND

この申告書は下記いずれかの場所の  
出入国審査官にお渡しください。

税関の赤通路 – シンガポール到着時  
出国審査カウンター – シンガポール出国時

### ご案内

- シンガポール出入国の際に、合計 **20,000** シンガポールドル (または外貨相当額) 以上の有価証券\*または無記名の譲渡可能証券 (CBNI)\* を持っている場合、完全かつ正確な申告をすることが法律で義務付けられています。
- 完全かつ正確な申告を怠った際には、50,000 シンガポール・ドル以下の罰金、もしくは 3 年以下の禁固刑、または両方の刑に処されます。また CBNI が没収されることもあります。
- 詳細は、出入国審査官に直接お尋ねいただくか、シンガポール警察のウェブサイト ([www.police.gov.sg/Advisories/Crime/Commercial-Crimes/Suspicious-Transaction-Reporting-Office](http://www.police.gov.sg/Advisories/Crime/Commercial-Crimes/Suspicious-Transaction-Reporting-Office)) でご確認ください。



- この申告書は英語でご記入ください。

\* **有形通貨**とは、法定通貨であり、かつ発行国/地域においては交換の手段として慣習的に使用されている硬貨および紙幣 (シンガポール・海外の国/地域を問わず) を指します。

◆ **無記名の譲渡可能証券 (BNI)**とは、

- トラベラーズ・チェック
  - 無記名式、または無制限に裏書き可能な状態になっている、または架空の人物が受取人になっている、または譲渡の時点で所有権が移譲される状態の譲渡可能証券
- を指し、また受取人名が記入されていないが署名済みのものを含む譲渡可能証券もこれに含まれます。

譲渡可能証券とは、例えば為替手形、小切手、約束手形などを指します。

